

第9回 横浜市税制調査会

日時：平成25年10月10日（木）17時00分～19時00分

場所：市庁舎2階応接室

1. 開会

17:00

2. 議題

17:05～18:55

(1) 平成26年度以降の横浜みどり税の取扱いについて

(2) その他

3. 閉会

19:00

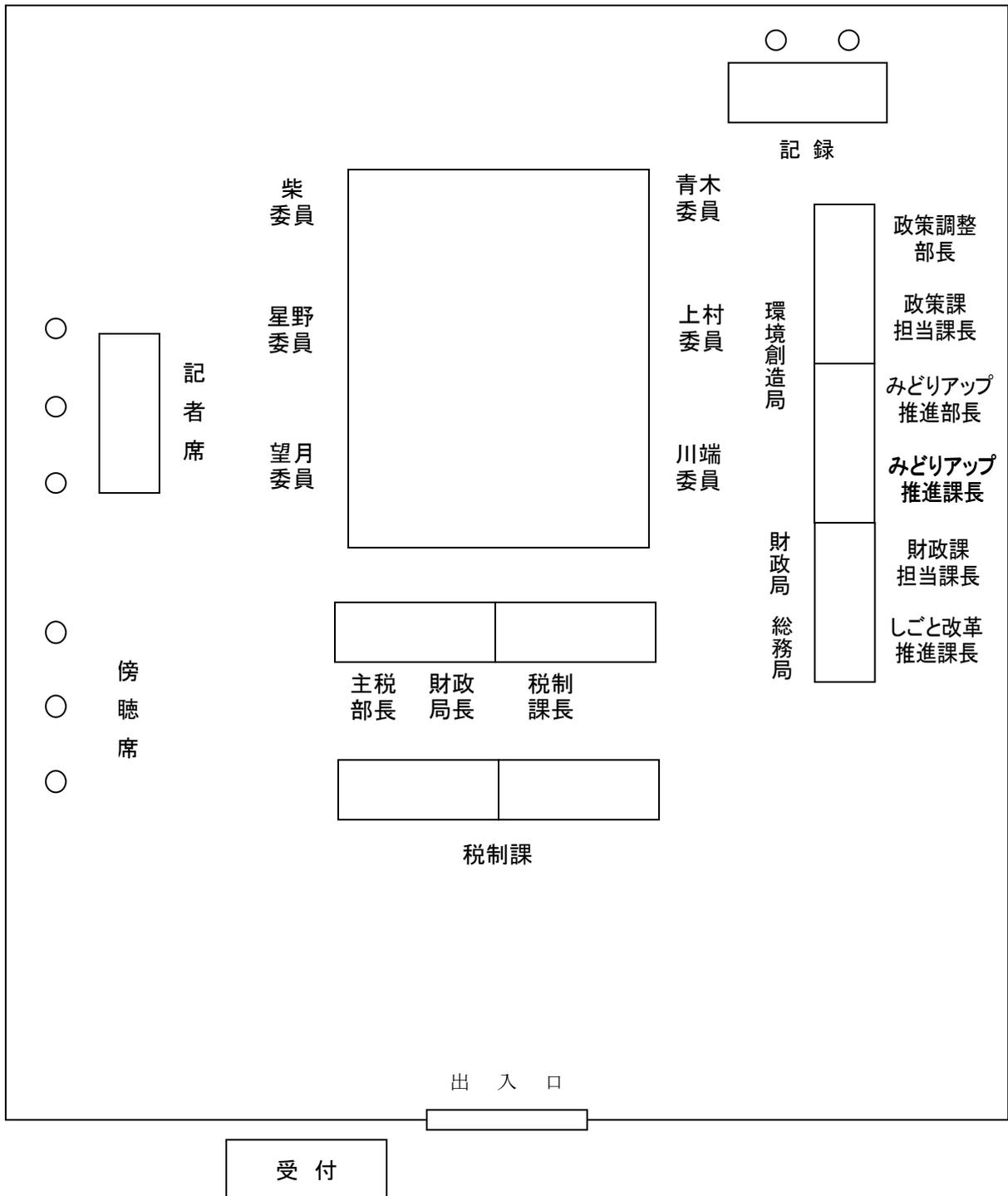
平成 25 年度 横浜市税制調査会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 等
青 木 宗 明	神奈川県大学 経営学部教授
上 村 雄 彦	横浜市立大学大学院 国際総合科学群教授
川 端 康 之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授
柴 由 花	常葉大学 法学部准教授
星 野 菜穂子	和光大学 経済経営学部准教授
望 月 正 光	関東学院大学 経済学部教授

【第9回横浜市税制調査会 座席表】

平成25年10月10日(木) 17時00分から19時00分まで
市庁舎2階 応接室



政 政 第 3 3 4 号

平成 25 年 9 月 25 日

職員の皆さん

横浜市長 林 文子

平成 26 年度予算編成スタートにあたっての 市政運営の基本的な考え方

原点に立ち返って、さらなる進化を

再び、職員の皆さんとご一緒に、市民の皆様の幸せのために力を尽くしていただけることに緊張感と責任を感じています。

選挙期間中、市内 18 区を回り、多くの市民の方から声をかけていただきました。印象に残ったのは「区役所の対応が良くなった」とのお褒めの言葉です。これまでも、「チーム横浜賞」や「電話会議」で紹介される C S ・ E S の取組を通じて、チーム力の高まりを感じていました。今回あらためて、職員の皆さんの「おもてなしの行政サービス」が市民の皆様的心里に届き、信頼につながっていることを実感しました。本当にありがとうございます。

この信頼関係をもとに多くの英知を結集して取り組めば、どのような困難な課題であっても、解決につなげていくことができると私は確信しています。「おもてなしの行政サービス」をこれまで以上に徹底させ、市民の皆様との「共感と信頼」の関係をより一層深めていきましょう。

既成概念を打ち破る取組を

3 年前に全国ワーストだった保育所待機児童数が、今年 4 月、ゼロになりました。既成概念を打ち破り、知恵と工夫を凝らし、オール横浜で挑戦した成果です。この取組は、「横浜方式」として評価され、先ごろ、国の「待機児童解消加速化プラン」に盛り込まれました。横浜市が国の動きを牽引し、他都市の取組を後押しすることができました。これからも様々な課題に果敢に挑戦し、成功事例を積み重ねていきましょう。

先日、国に「国家戦略特区」に関する提案を行いました。最先端の医療関連産業の創出や都市のリノベーションによる競争力強化など、横浜の経済成長を日本の経済成長につなげるような取組を進めていきます。また、横浜市は、「グローバル M I C E 戦略都市」に、さらに「東アジア文化都市」の国内候補都市に選定されています。引き続き M I C E 機能の強化に取り組むとともに、2014 年開催の「横浜トリエンナーレ」を機に一層の賑わいを創出し、国内外へ発信していきます。市内企業の大部分を占める中小企業への支援に引き続き取り組んでいきます。

2020 年のオリンピック・パラリンピックの東京開催が決定しました。横浜市においても、7 年後の開催に向けて市内プロジェクトを発足させました。都市の再生や市内スポーツの振興など、今からあらゆる準備に着手していきます。

26 年度は、新たな中期計画の初年度です。将来を見据えた骨太なまちづくりの戦略を描き、希望の持てる明るい未来を実現していきましょう。

暮らしやすさを実感できるまちへ

私は、これからの4年間に実行していくことを、10の実現として市民の皆様にお示ししました。経済の活性化をはじめ、市民の皆様が安全と安心を実感できる施策の推進に全力で取り組んでいきます。

保育の質の充実を図りながら保育所待機児童解消を継続していくとともに、学齢期までの切れ目のない子育て支援を充実させます。併せて、高齢者や障害児・者が地域で安心して生活できる環境の整備など、福祉・保健・医療政策を推進していきます。

少子高齢化が進む横浜を発展に導く鍵は、「若者」「女性」「シニア」の皆様の活躍です。次代を担う若い世代が存分に力を発揮できるような環境を整え、活力の維持を図ります。女性が働きやすく、働きがいのある社会の実現に向けて、就業・起業等の支援を充実し、ワーク・ライフ・バランスを一層推進していきます。さらに、人生経験豊富なシニアの方々を持つ技術や知識を十分に発揮していただけるよう取り組みます。

そして、環境未来都市のトップランナーとして、引き続き先駆的な取組を進めます。魅力にあふれた国際都市横浜の顔である、都心臨海部の再生・活性化を促進させるとともに、誰もが安心して暮らし続けられる郊外部のまちづくりに取り組んでいきます。

東日本大震災を教訓として策定した地震防災戦略は、着実に推進していく必要があります。市民の皆様とご一緒に自助・共助の取組を進めるとともに、木造住宅密集市街地対策など減災の取組を進めます。また、市民生活を支える都市インフラも老朽化が進み、維持管理や整備など適切な対応が必要です。

本市の財政状況は、今後も厳しい状況が続くことが想定されます。不断の行財政改革を進め、さらなる事業の見直しやコスト縮減の徹底を行います。一層の選択と集中により、横浜の成長や活力創出のために必要な投資を行い、市民生活の安全安心と経済の活性化とを両立させていきます。

市と県の二重行政の無駄を省き、大都市に見合う権限と財源を確保することは、横浜の成長に不可欠です。横浜が日本経済の成長エンジンとなるよう、特別自治市の実現に向けた取組を強力に進めていきます。

働きやすく、成長できる職場づくりを

市民の皆様の幸せを実現し、後世に誇れる横浜にしていくためには、職員の皆さんがこれまでに培ってきた経験とスキルを存分に生かす必要があります。おもてなしの心を持って市民の皆様寄り添い、チーム横浜で取り組んでいきましょう。責任職の皆さんは、職員が仕事を通じて成長できるよう、日々働きかけを行ってください。人材育成の基本はOJTです。活発に議論ができ、仕事への使命感とやりがいを感じられる職場づくりを進めてください。

未来の横浜のために今できることは何か、将来のために必要なことは何かを考え、チーム横浜でさらなる成果を生み出していきましょう。

以上の考え方に基づいた、施策推進・予算編成・組織運営の各方針は、次のとおりです。

I 施策推進について

将来を見据えて「骨太なまちづくりの戦略」を描き、新たな中期計画を策定します。計画の初年度となる26年度は、次の事柄に重点的に取り組みます。

1 切れ目のない安心社会の実現

- ・ 保育所待機児童解消の継続とともに、学齢期までの切れ目のない子育て支援策を充実します。また、未来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て・教育環境の一層の充実を図ります。
- ・ 健康寿命を延ばすことを目指し、市民の健康づくりやスポーツ活動への支援を広げます。
- ・ 高齢者や障害児・者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉・保健・医療政策の充実や地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- ・ 生活に困難を抱える方々に対する相談・就労などの支援を強化します。

2 次代を担う若い世代が存分に力を発揮できる環境整備の実現

- ・ 市内に多数立地する大学などの豊かな知的財産と人材を活かし、学術都市として発展するよう取り組んでいきます。
- ・ 若者への就業・起業支援などの環境整備・強化に取り組むとともに、地域や社会の課題解決に市民が取り組むための支援を行います。

3 “日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市 横浜”の実現

- ・ 女性の就業・起業、復職・再就職支援等の取組の充実・強化及びワーク・ライフ・バランスの推進など、多様な主体との連携により、女性が働き、活躍できる環境づくりを進めます。

4 シニアパワーによる活力ある地域社会の実現

- ・ 地域に一層の活力が生み出されるよう、高齢者の経験やスキルが十分に発揮される環境づくりに取り組みます。

5 日本の成長エンジンとなりうる強力な横浜経済の実現

- ・ 国際戦略総合特区をはじめとする国家プロジェクトを活用し、今後成長が見込まれる「環境」「健康」などの分野を中心とした活力の創出を図ります。国際コンテナ戦略港湾の機能強化に向けた取組を推進します。また、海外も視野に入れた市内企業の活躍の場の拡大に取り組みます。
- ・ アジアの文化都市の核として横浜らしい先進的な文化芸術を発信し、賑わいを生み出し、文化や経済の発展につなげます。併せて、「グローバルMICE戦略都市」にふさわしい都市としてMICE機能の強化に取り組みます。
- ・ 中小企業をはじめとする市内企業や商店街への支援を行います。

- ・ 食の安全や食育に貢献し、横浜ならではの都市農業の推進に取り組みます。
- ・ 企業や国際会議、イベント等の誘致を推進し、市内経済の発展を図ります。

6 環境未来都市構築のための先駆的取組の実現

- ・ 環境未来都市にふさわしい、低炭素なまちづくりを推進します。また、エネルギーマネジメントシステムの導入・拡大に向け、地域特性を踏まえたモデルプロジェクトを展開します。
- ・ みどりアップ計画の推進など、市民が水と緑を身近に感じることができるまちづくりを進めます。

7 未来を支える強固な都市の実現

- ・ 国際競争力を持ち、魅力にあふれた“世界都市”の顔として都心臨海部の機能強化を一層促進します。
- ・ 関内・関外地区の活性化を図りながら、市庁舎の整備に取り組みます。
- ・ 安心して暮らし続けるための郊外部のまちづくりや生活機能再生に取り組みます。
- ・ 市民生活の利便性向上や経済の活性化、防災対策に寄与するよう、横浜環状道路や神奈川東部方面線をはじめとする交通基盤の整備など、新たな交通ネットワークの整備を推進します。

8 強靱な防災・減災都市の実現

- ・ 市民の命を守り、被害を最小限にとどめることが重要です。そのため、地震防災戦略を着実に進め、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・ 地域の防災活動への支援を通じて自助・共助の取組を推進するとともに、発災時に被害が集中する木造住宅密集市街地における対策強化など、減災に向けた取組を進めます。

II 予算編成について

1 持続可能な財政運営の着実な推進

- ・ 一般会計が負担する借入金残高については、特別会計・企業会計・外郭団体分も含めて、着実に縮減するとともに、将来負担を考慮した計画的な市債活用を行います。

2 26年度実施が不可欠な取組を優先的に予算化

- ・ 新たな中期計画で重点的に取り組む施策など、「I 施策推進方針」で掲げた26年度に実施することが不可欠な施策・事業に財源を集中するために、緊急度・優先度に基づいた施策・事業の優先順位付けを徹底します。
- ・ 各区局・統括本部の原案編成は配分財源内での作成を徹底し、新規事業や既存事業の拡充を実施する場合は、そのために必要な財源を、既存事業の見直しや休止・先送り等により確保することを原則とします。また、課題検討事業の要求は、内容を十分に精査して行うこととします。

- ・ 厳しい財源状況の中にあっても必要な施策・事業を実施するために、事業手法についてもゼロベースで見直し、新たな財源の確保や民間のノウハウの活用など市費負担を出来る限り抑制した事業手法で取り組みます。
- ・ 「事業評価・事業見直し取組方針」にしたがって、全事業を厳しく評価・点検し、各事業の課題を的確に把握したうえで必要な見直しを実施します。外郭団体等に対する財政支援については、これまでの見直しから更に踏み込んだ見直しを行い、必要最小限のものに縮小するとともに、団体等が保有する資産の活用についても検討します。
- ・ 予算編成にあたっては、中小企業振興基本条例の趣旨を最大限尊重します。

3 歳入確保のための取組

- ・ 用途廃止された市有地や用途が決まらず有効利用されていない市有地は、「資産たな卸し」の結果に沿って売却や有償貸し付け等を進め、予算案に反映します。
- ・ 未収債権については、個々の事情に配慮したうえで、これまで以上に適切な回収に努め、債権ごとに設定した取組目標を予算案に反映します。
- ・ 市民負担の公平性の観点から、市民利用施設の使用料や手数料については、「市民利用施設等の利用者負担の考え方（H24.4）」に沿って見直しを進めます。

4 国等の予算の適切な反映

- ・ 国や県の26年度予算編成状況を適宜把握し、本市の予算編成に適切に反映するとともに、補助金が導入可能な事業であっても、本市にとって今後とも必要な事業かどうかをよく精査したうえで実施することとします。
- ・ 「社会保障と税の一体改革」の動きなど国の制度改正についての的確に把握するとともに、市がこれまで国事業に独自に上乗せしてきた部分の必要性や妥当性を十分に検討するなど、本市の予算編成に適切に反映します。

5 予算編成方法の強化

- ・ 厳しい財政状況の中にあっても、施策の推進と持続可能な財政運営を両立する予算を編成するため、現場主義とトップマネジメントの視点に基づいて予算編成を強化します。そのため、これまでの自律分権型予算編成を踏まえ、財源配分などにおいて現場のニーズを原案により反映しやすくするとともに、原案修正を含めた予算審査の強化など総合調整機能をより重視した編成とします。
- ・ 予算に関する情報を、より多く、より早く示すことができるよう、情報提供を充実させ、市民の皆様の信頼に基づいた財政運営を進めます。

Ⅲ 組織運営について

1 不断の行政改革と適正な業務執行

- ・ 今後取り組むべき施策を着実に遂行するため、現場重視の考え方のもと、必要な施策に経営資源を重点的に投入し、施策の成果を高めるような改革を推進します。また、厳しい財政状況において経営資源を効果的に配分するため、徹底した市役所内部経費の削減など、不断の行政改革を更に推進します。

- ・ 外郭団体改革については、各団体に対する財政支援の適正化の取組を進めます。また、第3期協約の達成状況を踏まえた26年度の年次計画を定めるとともに、第三者の視点を取り入れながら市の関与のあり方等について検討を行います。
- ・ 厳しい財政状況の中、市民の皆様からの行政ニーズに応えるため、必要な人員配置を行うにあたっては、新たな機能や体制の強化（ビルド）にあわせて、現行体制の見直し（スクラップ）を徹底します。
- ・ 職員一人ひとりが自らの果たすべき責任と役割を自覚して、市民の皆様としっかり向き合い、全力で市民主体の現場主義を実践します。
- ・ 縦割りに陥ることなく、全市的な視点に立って事務・事業を抜本的に見直すとともに、必要とされる事務・事業についても優先順位のもとに計画的に執行します。
- ・ 行政運営に対する市民の皆様のご信頼を確保するため、コンプライアンスを重視する職場風土を醸成し、事務事業を適正に執行します。

2 職員の意欲・能力を引き出す人材育成施策の実践

- ・ 人材こそが最も重要な経営資源であることを念頭に、OJTをしっかりと根付かせるように、責任職は率先して取り組みます。
- ・ 組織的に継続して人材育成に取り組める環境を整備し、職員一人ひとりの知識、経験、能力に応じたキャリア形成・能力開発を行います。

3 組織運営におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 職員一人ひとりが、限られた時間でいかに成果を上げるかという視点に立ち、業務のあり方や仕事の進め方を見直すことにより、ワーク・ライフ・バランスを実現します。
- ・ 責任職は、自ら率先して業務の簡素化や優先順位付けを行うなど、働き方の改善を進め、すべての職員がいきいきと働ける職場を実現します。

財 財 政 第 230 号
平成 25 年 9 月 25 日

各区・局・統括本部長

財 政 局 長
総 務 局 長

平成 26 年度の予算編成・執行体制づくり等について

国の景気は着実に持ち直しており、市内経済も回復に向けた動きがみられることなどから、26 年度の税収は回復傾向にあります。しかし、市税収入がピークであった 20 年度の水準には未だ届いていません。また、扶助費をはじめとする義務的経費の自然増が見込まれる中で、市民生活の安心や市内経済の活性化に向けた施策の推進と財政の健全化を両立させていく必要があることを考えると、本市の財政状況は、依然として厳しい状況にあります。

このような状況のなか、26 年度は、新たな中期計画の初年度として、次の計画を見据えた予算を編成することが必要です。そのためには、市政や本市財政を取り巻く厳しい状況を職員全員が自らの問題として、十分に理解し、共通の認識に立つことがスタートラインとなります。このような共通認識のもと、職員の皆さんの知恵や経験を活用し、全庁的な視点から、執行体制の見直しや歳出の重点化を図った行財政運営をさらに進めていかなければなりません。

「平成 26 年度予算編成スタートにあたっての市政運営の基本的な考え方」(25 年 9 月 25 日政政第 334 号) (以下、「市政運営の基本的な考え方」という) を踏まえながら、このような厳しい時代認識のもとで、以下の内容に沿って、26 年度予算編成や執行体制づくり等の編成に取り組んでください。

1 編成の前提条件

(1) 中期財政見直し

現行税財政制度に基づき、26 年度から 28 年度までの財政見直しを改めて試算した結果、予算編成の前提となる 26 年度の収支不足見込額は、420 億円となっています。直近 3 か年の予算編成開始時の収支不足見込額は、23 年度編成が 200 億円、24 年度編成が 270 億円、25 年度編成が 410 億円となっていました。26 年度の収支不足見込額は、事業見直しなどによりこれらの収支不足額を解消した上で、なお生じているものです。したがって、中期的な見直しは大変厳しいものであると言わざるを得ません。< 「中期財政見直し」は【資料 1】参照 >

(2) 新たな中期計画を見据え、重点的に進めていく施策事業について

厳しい財政状況の中にあっても施策を推進していくためには、市民生活の安全や市内経済の活性化、未来の横浜を見据えて、施策の優先順位を明確にしながら、重点的に取り組む施策を厳選し、この施策に財源を集中させる必要があります。

また、施策の推進にあたっては、すべての事業の効果や手法等を再点検し、市民・企業等との連携・協働、制度や仕組みの改善・創設など、あらゆる創意工夫を重ねる必要があります。

さらに、施策や事業の推進にあたっては、中小企業振興基本条例などの趣旨を踏まえ、市内中小企業の受注が見込まれる事業の確保等の経済対策や経済の活性化の視点にも十分配慮する必要があります。

(3) 執行体制づくり

厳しい財政状況の中で、行政ニーズに着実に対応していくためには、不断の行政改革に取り組み、効率的・効果的な執行体制を構築しなければなりません。

新たな中期計画を見据えて重点的に進めていく施策事業への対応や増大する行政ニーズへの

対応にあたっては、既存の体制を見直すことを前提とした、「スクラップ・アンド・ビルド」による執行体制の構築を徹底します。

そのためには、縦割りに陥ることなく、全市的な視点に立って事務・事業を抜本的に見直すとともに、必要とされる事務・事業についても優先順位のもとに計画的に執行することが求められます。

こうした事務・事業執行にあたり、限られた人的資源を有効活用する観点からも、職員一人ひとりの力やチーム力をさらに高め、総力を挙げて対応していくことが不可欠です。

2 26年度予算編成の進め方

(1) 予算編成方法の強化

ア 予算編成における役割の明確化

厳しい財政状況の中にあっても、施策の推進と持続可能な財政運営を両立するため、これまでの自律分権型予算編成を現場主義とトップマネジメントの視点から充実させます。

具体的には、財源配分などでの改善を行うほか、各区局・統括本部が担う役割と財政局が担う役割を次のとおり明確にし、市長審査の中で最終的な予算案を取りまとめます。

主 な 役 割	
各区局 ・統括本部	・配分財源の中で、メリハリのついた原案の編成 ・課題検討事業の要求内容の精査
財政局	・最終的な予算案や今後の財政運営を見据え、政策局・総務局と連携しながら、原案修正も含めた総合調整の実施

イ 事業の分類

予算編成における役割の明確化に合わせて、事業を次のとおり分類し、この分類に応じて、財政局は全庁的な観点から総合調整を行います。

	内 容	財政局の対応
課題検討事業	政策的・財政的な観点から、全庁的な議論が必要な事業	・要求内容に対する審査を実施
総合調整事業	配分財源内で、各区局・統括本部において原案編成を行う事業	・原案における計上状況の確認 ・必要に応じて局原案の修正や課題検討事業への移行を実施

ウ 各局からの市長副市長再説明の実施

12月に予定している市長審査の終了後、財政局から予算原案の内示（財政局案）を行います。このなかで、政策的な観点から課題がある事業については、各局・統括本部からの再説明を実施します。

エ 区予算の強化

区が独自に執行する「自主企画事業」、区と局・統括本部が連携して事業を行う「区局連携事業」に加え、局予算の中から区に予算配付され、区が執行する「区配事業」について、現場主義の観点から、より区の実情に応じて区が予算執行できるように改善します（平成25年8月22日付市区第219号「区への配付予算の公表等について」参照）。

あわせて、局・統括本部予算に含まれていた区配事業を「見える化」し、区役所が行っている事業を分かりやすく市民に情報提供します。

(2) 配分財源内での各区局・統括本部原案編成の徹底

現場主義の視点から、25年度予算編成以上に厳しい財政状況の中にあっても、各区局・統括本部に必要な原案編成を可能なものとするため、所要見込額に対する調整率を引き上げるなど財源配分に配慮しています。各区局・統括本部は、次の「予算編成ルール」に沿って、配分財源内での予算原案作成を徹底してください。配分財源超過に対する財源の追加要望は認めません。

<予算原案作成に向けた「予算編成ルール」>

- ① 配分財源内での予算原案を作成するために、新規事業や既存事業の拡充、さらには事業費の増額を行う場合であっても、そのために必要な財源は、既存事業の見直しや休止等により配分財源内で確保するペイ・アズ・ユー・ゴーにより、捻出すること。
- ② 事業の必要性や費用対効果、後年度負担、財源確保などについて十分に検討したうえで、最も効果的、効率的な事業手法を選択すること。
- ③ 義務的な経費や管理費などの経常的な経費については、見直しを十分に行った上で、他の経費よりも優先して年間の必要額を計上すること。また、施設の維持保全水準に十分留意し、必要な保全関連経費を確保すること。
- ④ 事業費の積算にあたっては、物価水準や種々の国基準単価などに照らし、適切に反映すること。ただし、事業の見直しも合わせて検討し、安易な歳出増とならないよう留意すること。
- ⑤ 厳しい財政状況の中でも、重点施策に必要な予算が計上されるよう、原案の作成段階から、政策局、総務局、財政局等関係局との調整を緊密に行うこと。

(3) 全庁的な視点からの総合調整の実施

ア 各区局・統括本部原案の確認と修正

次のような場合は計上額を見直すなど、区局・統括本部が作成した予算原案の修正を、必要に応じて行います。

<予算原案の修正を行う主な場合>

- ①国・県等の本市以外の予算案の状況により、本市予算に影響がある場合
- ②区局・統括本部原案に、既存事業の見直しや休止等により財源を捻出することなく、新規事業や事業の拡充が盛り込まれている場合
- ③複数の局で類似事業や同種の経費がある場合で、市としての統一性が必要な場合
- ④各区局・統括本部予算原案において、十分な事業の見直しが行われていない場合
- ⑤事業費の積算が不十分な場合
例：・義務的経費や施設の管理費をはじめとする経常的な経費において年間必要額が確保されていない。
・公共施設の維持保全費について、特段の事情がないにもかかわらず、少なくとも25年度予算と同程度の事業量が確保できていない。
- ⑥特定財源の積算が、国等の補助制度や過去の実績などからみて不十分な場合
- ⑦その他、収支不足額の解消や政策的な観点から最終的な予算案作成のために必要な場合

イ 課題検討事業への移行

総合調整事業であっても、予算編成過程の中で、政策的・財政的な観点から全庁的な議論が必要になった場合は、課題検討事業へ移行します。

(4) 課題検討事業の要求額のみやす

施策の優先順位づけや要求内容の精査をこれまで以上に徹底するため、各局・統括本部からの要求額は、次の基準に基づいて行うこととします。また、要求にあたっては、25年度当初予算における国費の認証状況や、国の26年度予算概算要求基準を勘案し、適切な水準となるよう、十分に検討してください。

- ・要求額のみやす：課題検討事業における25年度の「市債＋一般財源」に、各局・統括本部への財源捻出要請額の2倍を加算した額

(5) 事業評価・事業見直し

共感と信頼の市政運営の一層の推進にあたっては、全職員が常に市民の目線に立ち、絶えず主体的な業務改善に取り組んでいく必要があります。

取組結果については引き続き公表していくことも踏まえ、各区局・統括本部において所管する全事業を本市が担うべき必要性や妥当性についてあらためて厳しく評価・点検し、事業廃止の可否や大幅な転換に踏み込んだ検討を行ってください。

その上で、引き続き本市が実施すべき各事業については有効性や効率性の向上を図るために必要な見直しを確実に実施してください。

<「事業評価・事業見直し取組方針」は【資料3】参照>

(6) 外郭団体への財政支援の見直し

外郭団体等に対する財政支援については、これまでの見直しから更に踏み込んだ見直しを図り、必要最小限のものに縮小してください。また、団体等が保有する資産の活用については、本市への寄附や基金等の取崩しなども含め、団体と十分協議してください。

<「予算編成を進めるにあたっての留意点」は【資料2】参照>

3 26年度執行体制づくりの進め方

前述の前提状況を踏まえ、必要な人員配置を行うにあたっては、新たな機能や体制の強化（ビルド）とあわせて現行体制の見直し（スクラップ）を徹底し、増員減員トータルでの純減を念頭に執行体制づくりを進めます。

限りある経営資源を真に必要な事業に重点的に投入できるよう、各職場においては、すべての事務・事業について、「廃止が可能か」という視点から、改めて点検・検証してください。

その上で、本市が担うべき行政サービスや新たな事務・事業についても、優先順位を付け、担うべき役割と責任を明確にし、外部化・省力化や最適な分担を図る必要があります。

経営の観点から、執行体制の構築においてもコスト意識を持ち、最小限の体制でより質の高い行政サービスが提供できる組織づくりに向けたリーダーシップを発揮してください。

<「執行体制づくりを進めるにあたっての留意点」は【資料4】参照>

資料編

- 1 中期財政見通し（一般会計）…………… 資料 1
【財政局財政課】

- 2 予算編成を進めるにあたっての留意点 …………… 資料 2
【財政局財政課】

- 3 事業評価・事業見直し取組方針…………… 資料 3
【総務局しごと改革推進課】

- 4 執行体制づくりを進めるにあたっての留意点 …………… 資料 4
【総務局人事組織課】

● 中期的な財政見通し（26～28年度）（一般会計）

<試算の結果>

25年度当初予算をベースに、現行税財政制度に基づき試算を行った結果、26年度から28年度までの3か年の収支不足額の合計は、1,470億円です。

<試算の考え方>

1 歳入見込み

（1）市税

- ・ 25年度収入見込額をもとに、過去の実績や今後の経済動向などを踏まえて試算。
- ・ 26年度以降については、年間補正財源は留保していない。
- ・ 横浜みどり税については、25年度課税まで見込んでいる。

（2）地方交付税

地方交付税については、市税収入の動向に合わせて試算。

（3）市債

第三セクター等改革推進債を除いた25年度発行額と同額で試算。

（4）特定財源

扶助費などの増加に連動した国費の増などを反映。

2 歳出見込み

（1）人件費

25年度当初予算をベースに、定年退職予定者数等を積み上げて試算。

（2）公債費

過年度の市債発行実績及び試算に用いた発行額に基づき、元金償還及び利払い額等を試算。

（3）扶助費、義務的な繰出金

原則として新規事業等は見込まず、25年度当初予算をベースに過去の実績等を踏まえ試算。

（4）施設等整備費、行政運営費・任意的な繰出金

25年度同額で試算。

* 「社会保障と税の一体改革」については、歳入・歳出見込みへの影響が不透明であるため、反映していない

* 自動車取得税の廃止については、代替財源を措置し、地方財政へは影響は及ぼさないとされているため、反映していない

(単位：億円)

項目	25年度 当初予算	26年度 推計	27年度 推計	28年度 推計	26～28年度 3か年累計
歳入	15,370	13,810	13,840	13,930	41,580
一般財源	8,410	8,170	8,130	8,150	24,450
市税	6,980	7,110	7,070	7,100	21,280
地方交付税	230	200	200	200	600
その他（県税交付金等）	1,200	860	860	850	2,570
市債	2,570	1,190	1,190	1,190	3,570
一般的な市債	1,190	1,190	1,190	1,190	3,570
第三セクター等 改革推進債	1,380	0	0	0	0
特定財源	4,390	4,450	4,520	4,590	13,560
歳出	15,370	14,230	14,330	14,490	43,050
人件費	2,070	2,040	2,040	2,030	6,110
うち退職手当	180	150	150	140	440
公債費	1,790	1,900	1,880	1,900	5,680
扶助費	4,000	4,140	4,220	4,330	12,690
義務的な繰出金	1,520	1,540	1,580	1,620	4,740
施設等整備費	1,740	1,740	1,740	1,740	5,220
行政運営費・ 任意的な繰出金	2,870	2,870	2,870	2,870	8,610
土地開発公社廃止に 必要な経費	1,380	0	0	0	0
差引：歳入-歳出	0	▲ 420	▲ 490	▲ 560	▲ 1,470

引き続き徹底した事業の見直し等の行政コストの縮減や財源確保に取り組み、確実に解消

資料 2

予算編成を進めるにあたっての留意点

1 各区局・統括本部原案の作成

各区局・統括本部は、「26年度予算編成スタートにあたっての市政運営の基本的な考え方」及び「平成26年度の予算編成・執行体制づくり等について」を踏まえ、経営責任職のリーダーシップのもと、26年度予算のあるべき姿をまず議論したうえで、現場の課題や本市の未来を見据えた予算原案を作成してください。

なお、各局・統括本部においては、「区における総合行政の推進に関する規則」の趣旨を踏まえて、地域ニーズ反映システムによる事業提案をはじめとする区の意向をできる限り予算案に反映するよう努めてください。その他、区配を含めた区に係る予算の編成にあたっては、別途配付している「区に係る予算編成上の留意点について」を参照してください（平成25年8月22日付市区第225号「区に係る予算編成上の留意点」参照）。

2 公正・適正な事務執行の徹底

施策、事業の実施にあたっては、公正・適正な事務執行を徹底する必要があります。全ての職場において、適正な手続で施策を実現できる予算原案を作成してください。

積算根拠、執行科目の区分などの確認・点検は、事業所管課はもちろんのこと、経理担当課においても全事業について十分に行ってください。また、予算執行時に不適切な事務を行うことがないよう、予算の編成過程において事業手法、手続等の点検・検討を確実に実施してください。

3 現場主義の視点に基づく局原案編成の徹底

各局への配分財源額の算定にあたっては、各事業の26年度所要見込額に対し一定の調整率を乗じていますが、個々の事業について、その調整率を乗じた額で予算計上することを求めているものではありません。それぞれの現場が抱える課題を踏まえ、事業のメリハリをつけながら、配分財源全体を“塊”としてとらえ、「配分された財源全体をどのように活用すれば、市民満足度の向上につながるのか」という視点から十分に議論を尽くしてください。

26年度予算編成では、現場主義の視点から、各区局・統括本部で必要な原案編成が可能となるよう、各局への財源配分に配慮を行っています。この趣旨を十分に理解して、配分財源内での予算原案編成を徹底してください。配分財源超過に対する財源の追加要望は認めません。

※財源配分の考え方

配分財源総額＝「塊」です。現場において真に必要な事業の予算化ができるよう、一部の例外を除き、配分財源の算定の際の所要見込額に拘束されるものではありません。

○主な例外規定 人件費、公債費、扶助費、義務的な繰出金、財政の健全性確立関連経費、債務負担設定済事業など所要見込額全額を配分した事業

4 中小企業振興の取組の推進

中小企業振興基本条例を踏まえ、発注・調達の対象を適切に分離・分割するなど市内中小企業の受注機会の増大・確保に努めてください。

また、市内中小企業の受注が見込まれる事業の前倒しや予算の確保、本市補助金を活用する事業の市内事業者への発注、本市が経費を一部負担している国等事業主体や本市外郭団体等における市内中小企業への発注促進の要請等に取り組むなど、中小企業振興や経済活性化の視点にも十分に配慮して、効果的な施策・事業を工夫してください。

5 事業評価・事業の見直しの取組

「事業評価・事業見直し取組方針」に示す基本方針に基づき事業の評価・点検と見直しを進めるにあたっては、事業所管課による検討とともに、企画担当課や経理担当課においては各区局・統括本部の全事業を俯瞰し、区局・統括本部全体での事務事業の効率化を進め、複数の所管課や事業にまたがる横断的な課題解決に取り組んでください。

＜「事業評価・事業見直し取組方針」は【資料3】参照＞

6 外郭団体等に対する財政支援の見直し

外郭団体については、団体ごとに定めた経営改革方針などや、それを反映した第3期協約などを踏まえた取組を着実に進めてください。また、団体に対する補助金や委託料、無利子貸付など様々な支援についてもあり方を検証し、以下の具体的な取組を参考として見直しを行ってください。

(1) 補助金の見直し

外郭団体等に対する運営費補助については、平成24年度包括外部監査の指摘を踏まえ、原則として事業費補助への転換を行ってください。ただし、やむを得ず運営費補助を行う場合には、補助する理由や効果を明確にするとともに、必要に応じて補助基準や補助額の見直しを行ってください。また、補助対象経費に、本市からの派遣職員の人件費が含まれていないことを確認してください。

(2) 委託料の見直し

外郭団体等を相手方とする随意契約については、原則競争入札に見直し、随意契約の継続が必要な場合には、随契理由や積算内容の精査を行ってください。また、委託料に、本市からの派遣職員の人件費が含まれていないことを確認してください。

(3) 外郭団体等保有資産の活用

外郭団体等が保有する資産については、基金等の取崩しなどによる補助事業への充当や本市への寄附なども含め、その必要性や活用の考え方を団体と十分協議してください。各区局・統括本部の予算原案作成までに、財源として見込んだものについては、各区局・統括本部の財源として活用することができます。

7 市民利用施設等の利用者負担の考え方

平成24年4月に策定した「市民利用施設等の利用者負担の考え方」に基づき、施設運営コストの削減や利用者増の工夫を図りながら、市民負担の公平性の観点から適正な負担割合となっていない使用料・手数料の料金改定を検討してください。

また、現在実施している使用料・手数料の減免の扱いについても、類似・同種の施設において、明確な理由がなく扱いが異なるなど、不統一な扱いとならないよう整理を進めてください。

8 積極的な歳入確保策の検討

配分された財源だけに頼るのではなく、次のとおり、自ら積極的に財源確保に努めてください。

(1) 税・保険料・負担金等

徴収実績や滞納整理状況を点検し、目標達成に向けて、確実に未収金を減らすための体制づくりや効果的な対策を進めながら、徴収すべき歳入の確保に努めて、予算案に反映してください。なお、徴収率向上に向けた、効果的・効率的な対策に要する経費については確実に計上し

てください。

(2) 保有資産の有効活用と財産管理の適正化

事業に必要な用地の新規取得は原則として行わず、保有土地を活用するとともに、全庁的な資産たな卸しに基づき、各区局が保有する財産（土地・建物）の統廃合等を進め、売却や貸付による歳入の確保に努めてください。

全庁的な資産活用を推進するため、売却益等の一部を各区局予算に還元する「資産活用メリットシステム」の対象を26年度に一般会計の土地等にも拡充（平成25年10月1日施行予定）しますので、各区局において十分検討を進めてください。

また、公有財産の貸付料や使用料については、直近の公示価格等を反映した適切な算定に努めるとともに、22年度から実施している各区局による自主点検の取組を踏まえ、必要に応じて減免などの見直しを行い、歳入の確保に努めてください。

(3) 国・県費等

国や県の予算についての情報収集を行い、歳入することが可能な国費等については積極的に見込むとともに、見込んだ財源については確実に確保してください。

※国・県予算との調整

国・県の26年度予算編成状況や地方財政措置、制度改正などについては、的確に予算に反映、あるいは対応していく必要があります。従って、国庫補助事業をはじめ、制度改正の動きなど、本市予算に大きな影響が生じる事項については、所管省庁等からの情報収集に努めるとともに、事前に十分な庁内調整を実施してください。

(4) 広告料収入等

広告料収入の獲得、企業とのタイアップ及びネーミングライツの導入について、新たに見込まれる広告料収入、施設命名権収入は、各区局・統括本部の財源として活用することができますので、引き続き積極的に取り組んでください。

9 監査結果の予算への反映

監査委員が行う各種監査、外部監査人が行う外部監査により受けた提言・意見等について、改善に向けて取り組み、その改善内容（予定含む）を、確実に予算に反映させてください。

10 予算に関する情報提供の充実

市民の皆様の信頼に基づいた財政運営を進めるため、より多くの情報を、より早く示すことができるよう、予算に関する情報を積極的に提供します。各区局・統括本部においても、よりわかりやすい予算説明資料の作成及び市民への情報提供（ホームページの掲載等）に努めてください。

- ・26年度の市税収入見込額：26年1月中旬
- ・予算議案・予算に関する説明書のホームページにおける公表：26年2月（議案発送後）
- ・市長審査事業の編成経過・補助金一覧の公表：26年3月上旬
- ・事業計画書・審査書・事業評価書のホームページ等における公表
：26年3月下旬（予算案議決後）

事業評価・事業見直し取組方針

1 目的

- (1) 厳しい財政状況の中、事業所管課自らが事業を点検・見直しを行い、効率的な行政運営を実現します。
- (2) 事業評価書・事業見直し一覧を公表することで、市政運営の透明性の向上を図り、市民に対する説明責任を果たします。

2 対象

新規事業を含む全事業

3 方法

各区・局・統括本部が、全事業について点検・評価を行い、評価結果を踏まえて見直しを行います。具体的な作業内容は、次のとおりです。

- (1) **事業評価の実施** … 「事業評価書」の作成（各区・局・統括本部自ら点検・事業評価を実施）
- ア 「事業開始の経緯」、「総事業費」、「事業実績」等項目ごとに整理し、過年度の状況を把握します。また、以下の【事業評価の視点】に基づき点検・評価を行い、個別事業の課題を捉え、対応策及び今後の事業の方向性を検討します。

【事業評価の視点】

(1) 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・時代の変化に伴い、事業開始当初の目的・役割が希薄化していないか ・社会的要請や市民ニーズの高いものであるか ・将来的な需要があり、市全体への波及効果が期待できるものであるか
(2) 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・市が事業を実施すべきものか ・他都市等と比較して妥当な水準であるか ・民間事業者を圧迫する事業内容となっていないか
(3) 有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の成果や効果が、不特定多数の市民に広く享受できているか ・受益と負担の関係は均衡なものとなっているか ・市民サービスの向上に寄与しているか
(4) 効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・他の手法を活用することで、より高い成果や効果が得られないか ・経費や内部事務を見直すことができないか ・執行体制、手続き、労力、時間に無駄がないか
(5) 類似性	<ul style="list-style-type: none"> ・類似する事務事業と重複していないか ・他の事務事業で代替することはできないか

イ 当該事業について幅広い視点から活発な議論を行うため、外部有識者や市民等外部の視点を反映する仕組みを設けているかを確認し、その結果を記載します。

【新規項目】

⇒ 「中期4か年計画 財政運営2 (3 外部の視点を取り入れた事業評価の実施)」参照

《外部意見を反映する仕組みの例》

- ・外部(市民、学識経験者、企業、関係機関、各種団体)からの評価や意見を積極的に収集している。
 - (例) 附属機関、専門委員、懇談会、外部アドバイザー、パブリックコメント、ヨコハマeアンケート
 - ・事業実施の過程で、事業対象者と協議の機会がある。
 - (例) 区連会に諮り、地域住民の意見を取り入れている。
- 実態調査を行い、より効果的な取組・PRを検討している。

《対象外として扱うものの例》

- ・事業を特定せずに実施している広聴事業(市民の声など)

(2) **事業見直しの実施** … 「事業見直し調書」の作成(事業評価書を活用し、各区・局・統括本部が自ら事業見直しを実施)事業評価結果を踏まえ、以下のとおり方向性を検討します。

- ・ 市 が 実 施 す る 必 要 性 が 低 い 事 業 ⇒ 事業の廃止・休止を検討します。
- ・ 課題がある事業・既定の方針等に基づく事業 ⇒ 事業の縮小等※を検討します。

(※先送りや取りやめ、大幅な減額やスケジュールの延伸、手法の転換や執行体制及び手続等の変更等)

見直しを進めるにあたっては、以下の「4 事業見直しの基本方針」で示す事務事業ごとの方向性を踏まえて取り組んでください。また、事業所管課による検討とともに、企画担当課や経理担当課においては、各区局の全事業を俯瞰し、区局全体での事務事業の効率化を進め、複数の所管課や事業にまたがる横断的な課題解決に取り組むこととします。

○ 見直し効果額の考え方

対前年度事業費との比較による算出にとどまらず、次の②③についても見直し効果額に計上してください。

- ① 事業費の削減額 … (例) 節減による内部事務費の削減 など
- ② 事業費の抑制額 … (例) 対象者の増加が見込まれる一方、単価の見直しを実施
(例) 工事内容や工程を精査することで、当初予定していた当該年度支出よりも予算計上額を抑制 など
- ③ 歳入確保による増加額 … (例) 新たな広告料収入の確保 など

(3) **全庁的な視点からの総合調整を実施**

26年度予算編成においても、全庁的な観点からの判断や修正が求められる事項については総合調整を行うこととしており、必要に応じて区・局・統括本部に対して原案作成後の更なる事業見直しの指示や調整を行います。

4 事業見直しの基本方針

(1) 市役所内部経費の見直し（事務の見直し）

ア【事務の集約化・効率化】

各課・事業に共通する内部事務や事務費等は、集約化を検討し、事務の効率化と経費削減を図ること。集約化に取り組んでいる事業は、効果を検証したうえで、更なる効率化、経費節減に繋がるよう改善に取り組むこと。

イ【仕様等の見直し】

過去の実績や費用対効果をふまえ、必要最低限の仕様とすること。謝金・消耗品・印刷製本費・使用料賃借料・備品購入費は、必要最低限の部数・仕様とすること。他課や他事業等との統合も検討すること。

ウ【配付予算の見直し】

配付予算は、可能な限りまとめて計上するなど、配付先での事務効率化が図られるように、配付元と配付先で事前に調整を行うこと。

エ【歳入確保】

配分された財源だけに頼るのではなく、自ら積極的に財源確保に努めることとし、保有資産の有効活用、国費や県費の確保、広告料収入等の獲得などに取り組むこと。

(2) 事業の見直し（あり方検討等）

ア【目的の達成→事業廃止】

社会情勢の変化等により必要性が低下したもの、利用実績が低調に推移するもの、当初の目的や存在意義が薄れたものは、事業廃止を前提に見直すこと。

イ【重複事業→整理統合】

「事業目的や対象者等が類似するもの」「国・県と類似するもの」は、整理統合や所管部署の一元化を進めること。併せて、執行体制の見直し、内部事務の効率化も図ること。

ウ【事業計画の見直し（平準化）】

厳しい財政状況の中、安全面を考慮しつつ設備更新優先度等を精査し、事業計画を先送り・平準化すること。

エ【検討調査費・モデル事業】

検討調査やモデル事業を行っているものは、検討（モデル実施）の結果を検証したうえで、事業実施の見合わせや中止も含めて今後の事業の方向性を精査すること。

オ【国・県・他都市基準との比較】

市独自に給付や補助水準の上乗せや対象者の拡大等を実施しているものは、その必要性や妥当性を検討し、引き下げ等の見直しを行うこと。

カ【不用（決算）額との比較、費用対効果】

執行率の低い（不用額が出ている）事業、費用対効果の低い事業は、原因を分析し、経費を精査すること。

キ【負担金・補助金・交付金の見直しに関する指針】

「負担金・補助金・交付金の見直しに関する指針（平成 21 年 9 月 11 日制定）」のとおり、任意的補助金の新設にあたっては、可能な限り 3 年程度の終期設定を行うこと。負担金は、算出根拠や積算内容を明らかにし、本市の利益と負担とのバランスや必要性等を検討し、廃止や休止等の見直しを行うこと。

ク【外郭団体等に対する財政支援の見直し】

外郭団体については、団体ごとに定めた経営改革方針などや、それを反映した第 3 期協約などを踏まえた取組を着実に進めること。また、団体に対する補助金や委託料、無利子貸付など様々な支援についてもあり方を見直し、見直しに取り組むこと。

(3) 民営化・委託化（外部委託・PFI 導入等）

最適な主体（直営・民営）を選択するため、十分な検証をすること。また、市内経済の活性化や雇用機会の拡大等に向けて、業務の外部委託（包括的委託を含む）、PFI の導入の検討など、可能なものから順次実施すること。

(4) 使用料等の見直し（適正な負担割合）

公平性の観点から、今後の人口構造の変化を考慮し、事業の本来目的やサービス受益者の状況を十分に踏まえたうえで、一部負担を求めること。また、市民利用施設については、運営コストの削減や利用者増の工夫を図るとともに、適正な負担割合に基づく料金設定を行うこと。

資料4

執行体制づくりを進めるにあたっての留意点

必要な人員配置を行うにあたっては、新たな機能や体制の強化（ビルド）とあわせて現行体制の見直し（スクラップ）を徹底し、増員減員トータルでの純減を念頭に執行体制づくりを進めます。

限りある経営資源を真に必要な事業に重点的に投入できるよう、各職場においては、すべての事務・事業について、「廃止が可能か」という視点から、改めて点検・検証してください。

その上で、本市が担うべき行政サービスや新たな事務・事業についても、優先順位を付け、担うべき役割と責任を明確にし、外部化・省力化や最適な分担を図る必要があります。

経営の観点から、執行体制の構築においてもコスト意識を持ち、最小限の体制でより質の高い行政サービスが提供できる組織づくりに向けたリーダーシップを発揮してください。

（3 26年度執行体制づくりの進め方 より抜粋）

- 全ての事務事業について、「必要性」「妥当性」「有効性」「効率性」「類似性」の5つの見直しの視点で再点検してください。
- 厳しい財政状況等を踏まえ、「緊急性」という観点から、真に必要な事業かどうかの検討をしてください。

【職員配置について】

- すべての区局・統括本部が、大変厳しい人員体制となっているため、包括配分枠内で組織定数編成を完結させてください。
- 各業務において、本市の担うべき役割と責任を明確にした上で、民営化や指定管理者の導入等の最適な実施主体・手法を検討してください。
- 「必要性」や「緊急性」の観点から、各業務所管局において人員配置を検討する際には、適正な職員配置を念頭に業務量の正確な把握及び積算に努めてください。
- 国や県からの権限移譲については、その動向に注視しながら、時期・執行体制も含めて慎重に検討してください。
- 雇用と年金の接続に伴う再任用制度の運用等の改正により、定年退職者の知識・経験をこれまで以上に活かしていくことが必要です。引き続き職員の質の確保、年齢構成の平準化、高齢者の雇用確保という観点から再任用職員の活用を進めてください。

【機構改革について】

- 25年度が最終年度である現行中期4か年計画の推進体制について、各組織の課題、局間・区局間の連携状況などを的確に検証してください。その上で、新たな中期計画のもと、施策を展開していくにあたり、機構改革が必要となる場合は、現行の体制を上限として検討してください。
- 機構改革を検討する際には、組織運営上の改善を図ったうえで、真に必要な組織の編成を行ってください。
- 責任の明確化、意思決定の迅速化、市民から見たわかりやすさの観点から、組織のスリム化を図ってください。

資料2

横浜市の財政状況（21年度～25年度）

第7回税制調査会【資料4】
と同内容

(1) 一般会計決算

(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (予算)	計
歳入決算額	1,518,559	1,384,832	1,399,251	1,416,723	1,536,902	7,256,268
市税	713,954	700,675	705,469	701,226	698,428	3,519,753
横浜みどり税	1,533	2,057	2,105	2,130	2,094	9,919
歳出決算額	1,504,090	1,368,973	1,379,699	1,398,763	1,536,902	7,188,426
みどり基金積立金	1,593	2,044	2,094	2,100	2,094	9,925
みどり保全創造 事業費会計繰出金 (公債費含む)	1,390	1,514	1,659	1,745	2,085	8,392
形式収支	14,469	15,859	19,552	17,960	-	
翌年度への繰越財源	13,309	11,115	13,835	16,706	-	
実質収支	1,160	4,744	5,718	1,254	-	

(2) 特別会計「みどり保全創造事業費」決算

(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (予算)	計
歳入決算額	5,406	7,615	9,367	14,374	16,802	53,564
みどり基金繰入金	639	1,227	1,942	2,987	2,792	9,589
一般会計繰入金	1,390	1,514	1,659	1,745	2,085	8,392
国費	1,486	1,475	2,511	3,997	4,943	14,412
市債	1,884	3,387	3,247	5,639	6,978	21,135
歳出決算額	5,406	7,615	9,367	14,367	16,802	53,557
みどり税対象事業分	1,502	3,886	5,237	10,166	12,107	32,898
みどり税対象外事業分	3,903	3,643	3,893	3,876	4,000	19,314
公債費	0	81	232	322	691	1,326
形式収支	0	0	0	7	-	
翌年度への繰越財源	0	0	0	7	-	
実質収支	0	0	0	0	-	

<参考>緑地保全(指定・買取)に係る決算額比較(単年度あたりの平均額)

(単位:百万円)

	事業費 (単年度平均)	国費	市債	みどり税	一般財源
みどり税導入以前(H17～20)	4,032	1,203	2,383	-	446
みどり税導入以後(H21～24)	7,228	2,211	3,328	914	775

(3) 固定資産税・都市計画税に係る軽減措置

(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (予算)	計
特定緑化部分	-	9.4	36.1	33.9	41.2	121
農業用施設用地	-	1.7	4.0	4.8	6.3	17

※単位未満四捨五入しているため、合計等で一致しない場合があります。

<平成25年度予算案より抜粋>

2 予算案における政策・財政運営・行政運営の姿

(3) しごと改革の推進 ～不断の行財政改革の推進～**ア 徹底した事業見直し**

市民生活や、市内経済が非常に厳しい状況にあることを踏まえ、より一層の職員定数の削減に取り組むとともに、職員の自宅に係る住居手当を廃止するなど、市役所全体で、行政内部経費の徹底した見直しに取り組みました。

また、引き続き民営化・委託化の取組を推進したほか、外郭団体への財政支援等については、従来よりもさらに踏み込んだ見直しを行うなど、合計で709件、102億円の経費を削減しました。

■事業見直しによる効果額の推移

(市債＋一般財源)

見直し分類		25年度	24年度	23年度	22年度
市役所内部経費の見直し		38億円	11億円	32億円	27億円
民営化・委託化の取組		4億円	2億円	4億円	4億円
使用料等の見直し		1億円	18億円	2億円	0.1億円
その他事業の見直し		59億円	47億円	42億円	91億円
合計	見直し効果額	102億円	78億円	80億円	122億円
	見直し件数	709件	502件	655件	950件

■主な見直し内容

取組項目	見直し内容	効果額 (百万円)
① 市役所内部経費の見直し 《 423件、38億円 》		
人件費の削減		589
職員定数の削減	全市で職員定数50人(約443百万円)の削減 (企業局を除くと20人(約177百万円)の削減) 《参考》24年度予算編成での取組 全市で35人の削減、企業局を除くと3人の削減	177
住居手当の廃止 (自宅部分)	自宅に係る住居手当(月額8,500円)を廃止 ※経過措置2年 25年度5,500円、26年度2,500円、27年度0円	412
赤レンガ倉庫 活用事業	2棟間広場の管理運営について、広場を貸し付け、借受者の自主事業として実施することで、経費を削減	13
防災行政用無線 運用事業	防災行政用無線統制室等の賃借料を見直し、経費を削減	17

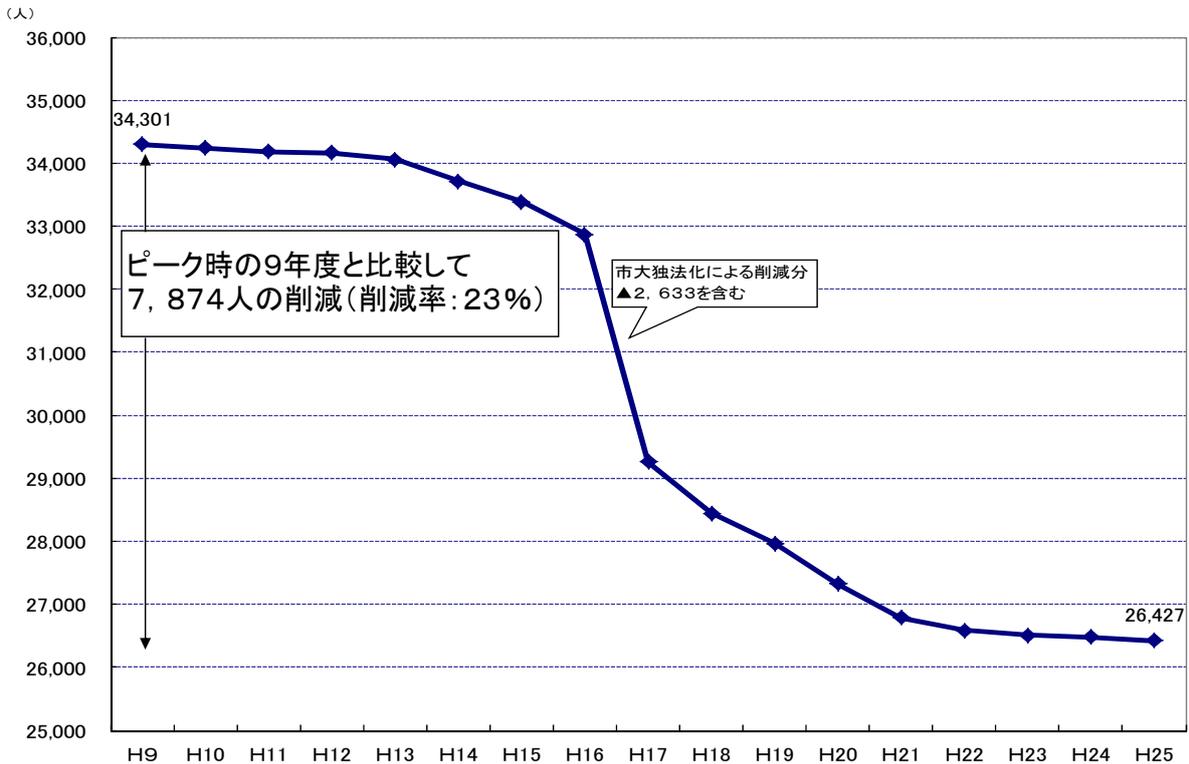
[コラム 11] これまでの職員定数や給与の見直しによる人件費削減の取組

本市はこれまで、民営化・委託化など事務事業の見直しにより、職員定数の削減に取り組み、**ピーク時の23%にあたる7,874人を削減**しました。

また、諸手当等、給与制度の見直しや事務の効率化による超過勤務の縮減に積極的に取り組み、人件費の削減に努めています。

その結果、歳出に占める人件費の割合も着実に減少しています。

◆職員定数の推移



◆職員定数と対前年度増減数の推移

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
職員定数	34,301	34,243	34,181	34,166	34,064	33,713	33,385	32,867	29,261
対前年度		▲ 58	▲ 62	▲ 15	▲ 102	▲ 351	▲ 328	▲ 518	▲ 3,606

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
職員定数	28,447	27,962	27,325	26,787	26,584	26,512	26,477	26,427
対前年度	▲ 814	▲ 485	▲ 637	▲ 538	▲ 203	▲ 72	▲ 35	▲ 50

【参考】非常勤*1	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
	5,250	5,437	5,292	5,408	5,801	6,064	6,200	6,213	

なお、これまでの職員定数削減の取組の結果、**人口1,000人あたりの普通会計*2における職員数は、5.51人となり、19指定都市の中で最少（23年度）**となっています。

※1：非常勤とは再任用職員・再雇用嘱託員・一般嘱託員を示します。

※2：普通会計とは、自治体ごとに一般会計、特別会計などの、各会計で経理する事業の範囲が異なるため、総務省が統一した基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分。

② 民営化・委託化の取組 《 8 件、4 億円 》		
市立保育所の民間移管	新たに市立保育所 4 園（累計 36 園）で民間移管を実施	73
公立母子生活支援施設の民営化	老朽化が進み狭あいな土地に立地するいそごハイムの移転・建替に伴い運営を民営化	53
区検査業務の見直し	本市技師による検便等の検査業務を、民間検査機関に委ねることなどにより廃止（一部委託化）	67
家庭ごみの収集	新たに 6 区（累計 18 区）での缶・びん・ペットボトル収集業務の民間委託や資源集団回収の促進などを実施	144
給食調理業務民間委託	新たに小学校 8 校（累計 152 校）で民間委託を実施	25
③ その他事業の見直し（使用料等の見直し含む） 《 278 件、60 億円 》		
「広報よこはま」発行事業	各局が発行していた「特別号」の一部を市版に集約することで、発行経費を削減	38
野外活動施設運営事業（道志青少年野外活動センター）	安全面や自然環境への影響等を踏まえ、施設を廃止	15
送迎保育ステーション事業	利用状況を踏まえ、5 施設のうち 2 施設で事業を廃止	10
障害者移動支援事業	福祉特別乗車券の対象者の拡大及び負担金の導入（市会継続審査中）、ガイドヘルプの対象範囲見直しなど、移動支援施策の再構築を図る	61
住宅用太陽光システム設置費補助事業	25 年度に限り、小規模住宅に特化して補助を継続することとし、補助件数を減	105
外郭団体に対する財政支援等の見直し【一部再掲】	外郭団体に対する補助金、委託料の見直し、貸付金の繰上償還、保有資産の活用による本市への寄附等 《参考》24 年度予算編成での取組 外郭団体に対する財政支援等の見直し 774 百万円	1,248

◆ 25 年度の主な P F I 事業の取組状況 ◆

◆ 南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業

既設汚泥焼却炉の解体撤去及び下水汚泥燃料化施設の建設を実施

◆ 川井浄水場再整備事業

膜ろ過棟、配水池等の建設を実施

◆ 戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業

24 年度に公益施設が完成。公益施設の維持管理・運営を実施

◆ 瀬谷区総合庁舎及びニッ橋公園整備事業

24 年度に地下駐車場と公園が完成。総合庁舎の維持管理・運営を実施

【P F I 事業（8 事業）に伴う 25 年度以降の支出予定額】

一般会計 267 億円、下水道事業会計 197 億円、水道事業会計 277 億円

※PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の建設・維持管理・運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する事業手法

イ 外郭団体改革の取組

「横浜市外郭団体等経営改革委員会」からの提言を受け、市として策定した経営改革方針に基づき、第3期協約（23～25年度）を策定した団体については目標達成に取り組むなど、外郭団体改革を継続して進めます。25年度は第3期協約の最終年度であるため、外部の視点を取り入れながら、各団体の協約事項の達成状況の評価を行うとともに、現在の協約によるマネジメントサイクルの仕組みについても様々な社会経済情勢の変化に対応したものとなるよう検討を進めていきます。なお、協約を策定していない団体については、それぞれの課題解決や経営改革に向けて引き続き取り組んでいきます。

25年度予算では、外郭団体に対する財政支援等の見直しをより一層進め、**外郭団体が保有する資産について、基金等の取崩しなどによる補助事業への充当や本市への寄附など**を行います。

また、外郭団体への**市退職者の再就職について、引き続き在職期間や報酬上限の適正化**をすすめます。

あわせて、人材育成の観点から、研修員として外郭団体固有職員の受入を引き続き実施します。

■主な外郭団体の財政支援等の見直し

団体名	説明	効果額 (百万円)
(公財)横浜市国際交流協会	基本財産の一部を取崩し、本市へ寄附	180
	基本財産の一部を取崩し、本市からの貸付金を全額繰上償還	20
(公財)横浜企業経営支援財団	自主財源を活用し、本市からの補助金を削減	215
	土地等の無償貸付を見直し、賃料を徴収	109
(福)横浜市社会福祉協議会	基金の一部を取崩し、本市からの貸付金を一部繰上償還	192
	基金の一部を取崩し、本市からの補助金を削減	20
(公財)横浜市緑の協会	自主財源を活用し、本市からの貸付金を全額繰上償還	79
	経営努力等により、本市からの補助金を削減	12
(公財)横浜市資源循環公社	積立資産の一部を取崩し、本市へ寄附	30
横浜市住宅供給公社	自主財源を活用し、本市からの貸付金を一部繰上償還	150

注：(公財)は公益財団法人、(福)は社会福祉法人

【コラム 12】土地開発公社の解散と第三セクター等改革推進債の発行

横浜市土地開発公社（以下「公社」と言います。）は、これまで、本市の取得依頼に基づき、事業に必要な土地を本市に代わって先行して取得し、まちづくりに貢献してきました。

一方、まちづくりの進展に伴い、「公社に依頼し新たに土地を取得する必要性が薄れたこと」や「厳しい財政状況の中で、事業化の進捗が遅れ、土地の取得にかかる借入金の金利負担が増加していること」などから、これまでに取得した土地の買取りを急ぐ必要があります。

【公社が取得しこれまでに事業化を進めた用地】

用途	施設名	取得年度	施設開設等
学校	横浜サイエンスフロンティア高等学校	平成 8 年度	平成 21 年 4 月
病院	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	昭和 57 年度	昭和 62 年 5 月
	横浜労災病院	昭和 58 年度	平成 3 年 6 月
	済生会横浜市東部病院	平成 7 年度	平成 19 年 3 月
公園	よこはまズーラシア	平成 6 年度	平成 11 年 4 月
市民利用施設	横浜美術館	昭和 57 年度	平成 1 年 11 月
	横浜国際総合競技場（日産スタジアム）	平成 3～5 年度	平成 10 年 3 月
	横浜国際プール	平成 6 年度	平成 10 年 7 月
その他	横浜市営地下鉄新羽車両基地	昭和 56 年度	平成 8 年 2 月
	みなとみらい地区新高島地区	平成 5～10 年度	平成 16 年 11 月貸付他実施

このため、財政健全化の一環として、将来の財政負担を軽減する観点から、**第三セクター等改革推進債（※）**を活用し、**25 年度に公社を解散**することとしました。

※ 第三セクター等改革推進債（三セク債）とは…

地方公社や第三セクターなどの抜本的改革を集中的に行うため、平成 21 年度から 25 年度までの時限措置として発行が認められた特別な地方債で、第三セクター等の廃止、解散等に要する経費について措置されるものです。

◆三セク債発行による財政の負担軽減の効果

「中期 4 か年計画」では、公社の債務は全額、市が対応する借入金残高として位置づけられています。25 年度予算において、三セク債の発行により市債残高が一時的に増加し、実質公債費比率などに一定の影響が生じますが、公社を存続させ長期間にわたり本市が公社保有土地を買い取る場合と比較して、将来的な本市の財政負担を軽減することができます。

24 年度末の公社保有土地の簿価額は 1,578 億円（見込）です。25 年度予算においても、事業化予定用地の一般会計等での買取りを行ったうえで、外部からの借入金 1,383 億円について三セク債を発行し、公社は本市からの負担金により金融機関へ返済を行います。

また、本市からの借入金 100 億円についても、公社は本市に別途返済します。

◆公社保有土地の処理方針

公社の解散に伴い、本市が引き継ぐ土地のうち、事業用地として本市が活用するものは、事業局へ所管替えを行い、事業化を進めます。民間等への売却を予定している土地については、10 年以内の売却を目指します。土地の売却収入については、三セク債の償還財源として充当します。

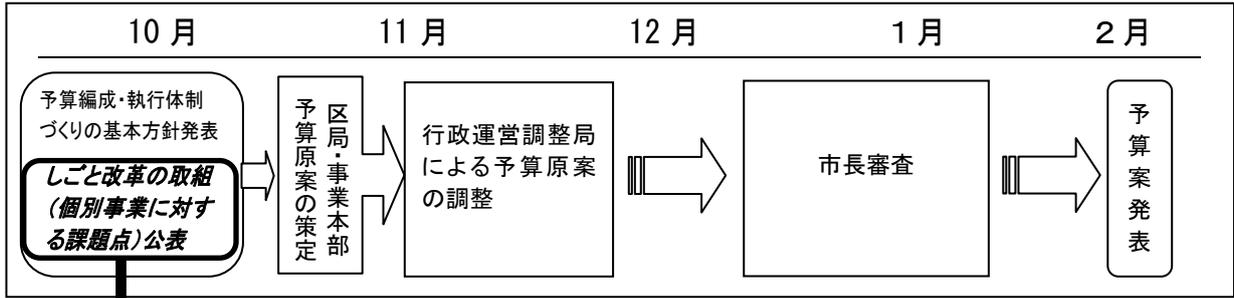
【公社保有土地（平成 24 年度末見込み）】

事業区分	取得年度	面積	簿価	主な事業予定地
道路	H 3～H10	2.7ha	85億円	横浜環状道路用地ほか
公園緑地	H 2～H 8	2.1ha	37億円	野七里公園ほか
都市計画	H 5～H10	26.2ha	1,363億円	舞岡町土地、
うちMM新高島地区	H 5～H10	10.1ha	1,154億円	みなとみらい新高島地区ほか
その他	H 1～H 9	1.3ha	92億円	南土木事務所予定地ほか
合計		32.2ha	1,578億円	

(3) しごと改革の推進

ア 従来とは異なる事業見直し

従来とは異なり、予算編成を始めるにあたって、個別事業に対する課題点を各部署に指摘し、公表しました。その結果、思い切った内部経費の削減や事業の見直しなどにより、122億円の経費を縮減しました。



■ しごと改革の取組による結果

取組項目		取組結果	
個別事業に対する課題指摘事業	728件	見直し効果額	29億円
①3年以上見直しが行われていない事業		見直し件数	211件
②会費的負担金			
③各種補助金 ほか			

■ 事業見直しによる効果額の推移

(市債+一般財源ベース)

		22年度	21年度	20年度	19年度
市役所内部経費の見直し		27億円	28億円	49億円	51億円
民営化・委託化の取組		4億円	12億円	2億円	3億円
その他事業の見直し		91億円	56億円	35億円	30億円
受益者負担の適正化		0.1億円	2億円	11億円	6億円
合計	見直し効果額	122億円	98億円	97億円	90億円
	見直し件数	950件	940件	504件	277件

※ 20年度からは区における事業見直し効果額・件数を含めています。

資 料

(横浜みどり税の税制に係る検討)

1. 課税手法・納税義務者・課税期間について

(1) 現行

- 市民税(個人・法人)均等割への超過課税(ただし、欠損法人については特例として課税免除)

- 課税期間は5年間
 - 個人:平成21～25年度までの各年度分の個人の市民税
 - 法人:平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度等に係る法人の市民税

(2) 考え方

- 強力な開発圧力にさらされる横浜において、緑を保全・創造していくためには、標準的な税負担による行政需要を超える水準のコストがかかる。

また、緑の総量を維持・向上させ、また、その質的価値を向上させていくことによる受益は、市民である個人・法人に広く及ぶ。

したがって、課税手法としては、地域社会の費用を、広く住民が負担するという性質を有する税である市民税(個人・法人)均等割への超過課税によって、多くの市民に広く薄く負担を求める方法によることがふさわしいと考えられる。

- 課税期間については、定期的に事業効果の検証を行っていくうえで5年間という期間設定が合理的である。

(3) 検討の論点

- ① 市民税(個人・法人)均等割への超過課税という課税手法について、どう考えるか。
 - ・「これからの緑の取組[平成26-30年度](案)」の事業・取組に必要な事業費は、標準的な税負担による行政需要を超える水準のコストであるといえるか。
 - ・「これからの緑の取組[平成26-30年度](案)」の事業・取組における受益は、市民である個人・法人に広く及ぶものであるといえるか。
- ② 現行の横浜みどり税において、特例として行ってきた、欠損法人の課税免除措置について、どう考えるか。
- ③ 5年間という課税期間の設定についてどう考えるか。
- ④ 課税期間終了後において、みどり基金に生じる残高の取扱いについては、どのように考えたら良いか。

2. 市民参画について

(1) 現行

- 横浜みどりアップ計画市民推進会議の設置

(2) 考え方

- 新たな税負担を市民税均等割超過課税という形で広く薄く市民に求めるためには、これまで以上に市民の理解と参画に支えられることが重要。そのためには、施策の実施にあたっての市民参画はもちろん、どのような使い方がされ、どのような効果があったかという効果検証、さらには施策の提言等についても、これまでの取組をさらに発展させた仕組みを作り上げていくことが重要。
- 事業効果の検証や施策への提言を行っていく市民参加の組織を設けていくべき。

(3) 検討の論点

- ① 引き続き、横浜みどりアップ計画市民推進会議を設置していく必要があるか。

3. 使途・税率について

(1) 現行

○ 使途は、次の4種類に整理

1. 樹林地・農地の確実な担保(公有地化)
2. 身近な緑化の推進
3. 維持管理の充実によるみどりの質の向上
4. ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

※ なお、施設の整備費や特定の個人・事業の支援的な性格を有する事業については、超過課税の使途から除外。

○ 税率

- ・ 個人:年間900円
- ・ 法人:現行の年間均等割額の9%相当額

(2) 考え方

- 用途については、より確実な緑の保全・創造につながるものが望ましい。間接的な支援策よりも、恒久的な保全策である買取による公有地化が相応しい。

広く市民が緑の維持保全を支えていくという観点から、保全により直接的な効果がある公有地化や、保全措置が講じられた樹林地等の維持管理支援に、超過課税による税収を充てるべき。

市民が身近に緑を実感することができるような緑化の推進や、間伐等による森の再生、人のにぎわう森づくりなど緑の質の向上につながる取組、森づくりボランティアなど広く市民参画につながるような取組に充てていくことも、超過課税の趣旨にかなう。

- 税率については、

- ・ 税制研究会は、みどりアップ計画の実施により新たに必要となる一般財源（約38億円）の全てを市民税均等割超過課税によって賄う場合は、税率は個人1,300円・法人13%としたが、事業内容・事業費を更に精査し、財源確保努力など更なる内部努力を行ったうえで、適切な水準の税率を導き出すべきとした。
- ・ その後、横浜市では、行政改革による財源の内部捻出や、事業計画の一部見直しや財源の工夫により、最終的に、税率を900円・9%として、横浜みどり税条例を提案した。

(3) 使途の検討の論点

- ① 横浜みどり税の使途として、新たに加えるべきものがあるか。
- ② 「これからの緑の取組[平成26-30年度](案)」に掲げられた事業のうち、横浜みどり税を充当すべき事業は、どの事業か。

(4) 税率案の検討の進め方

- ① 横浜みどり税は、緑の取組のために必要な財源を確保するものであるから、まずは横浜みどり税を充当すべき事業を決めなければならない。
- ② したがって、「これからの緑の取組[平成26-30年度](案)」に掲げられた事業のうち、横浜みどり税を充当することが適切な事業をまずは明らかにする必要がある。
そして、それらの事業に必要な事業費のうち、国費及び市債の充当分を除いた、市民税均等割超過課税によってまかなう財源額を明らかにした上で、税率を試算する。

資 料

(固定資産税・都市計画税の軽減措置)

① 宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置

1 項目

宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置【事業名：特定農業用施設保全事業】

2 制度の概要

1,000㎡以上の耕作を行っている農家で、所有農地等を10年以上耕作すること及び農業用施設を10年間継続して利用する契約を横浜市と締結した場合、農家の敷地内にある農業用施設用地に係る固定資産税・都市計画税について、一般の農業用施設用地の税額との差額相当分を10年間軽減する。

② 基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置

1 項目

基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置【事業名：建築物緑化保全契約の締結】

2 制度の概要

敷地面積が500㎡以上の建築物の敷地において、一定の緑化基準を超えて5%以上の上乗せ緑化を行い、緑化部分全体を横浜市と10年間保全する契約を締結した場合、上乗せ緑化している部分に係る固定資産税・都市計画税の税額の4分の1を10年間軽減する。

固定資産税・都市計画税の軽減措置の考え方

- 税制研究会最終報告書(平成20年8月)の主な内容
 - 課税自主権の具体的な活用方策としては、
 - ① 施策に必要となる財源確保に向けた新税(既存法定税目への超過課税、法定外税)
 - ② 税制自体のインセンティブを活用した新税(法定外税)
 - ③ 施策誘導を目的とした税負担の軽減がある。
 - 課税自主権の活用方策としては、新税の創設と税負担の軽減による誘導策をセットで実施していくことが適当である。

「これからの緑の取組（案）」取組一覧

資料6

施策の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む（事業費366億円^{【注1】}）

施策1 樹林地の確実な保全の推進

事業	取組	5か年目標	取組内容	現行計画との比較	取組の種別	現行計画 みどり税	備考
事業名	取組名	目標値	取組内容を補足説明 ※変更内容	継続 or 新規 or 一部変更	① 樹林地・農地の確実な担保（公有地化） ② 身近な緑化の推進 ③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上 ④ ボランティアなど市民参加の促進につながる事業 ⑤ ①～④以外（既存分など）	充当 or 非充当	
① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り 事業費 325億円 ^{【注1】}	(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	● 緑地保全制度による新規指定：500ha ● 市による買取りの想定面積：108ha	・ 緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の保全 ・ 土地所有者の不測の事態等による土地の買取り ・ 保全した樹林地の整備	継続	①	充当	

施策2 良好な森を育成する取組の推進

事業	取組	5か年目標	取組内容	現行計画との比較	取組の種別	現行計画 みどり税	備考
② 生物多様性・安全性に配慮した森づくり 事業費 37億円 ^{【注1】}	(1) 森づくりガイドライン等を活用した森の育成	● ガイドライン等を活用した維持管理の推進	・ 森づくりガイドライン等を活用した維持管理の推進 ※都市公園内のまとまった樹林も対象に追加	一部変更 ※	①[指定している民有樹林地] ③[公有地化されている市有緑地や都市公園内の樹林地]	充当	
		● 保安全管理計画の策定：樹林地 15か所 公園 10か所	・ 保安全管理計画に基づく森づくりの推進 ※都市公園内のまとまった樹林も対象に追加			充当	
	(2) 指定された樹林地における維持管理の支援	● 維持管理の支援：650件を想定	・ 指定した樹林地の外周部などで土地所有者が行う危険・支障樹木の管理作業の支援 ※新規に指定された樹林地への支援を充実	一部変更 ※	①	充当	
	(3) 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上	● 法面の整備：10か所	・ 防災や安全面の対策が必要な緑地の法面を対象に、生物多様性にも配慮した法面整備の推進	継続	③	充当	
	(4) 間伐材の有効活用	● チッパーの貸し出し：推進	・ 間伐材の有効活用の推進、活用方法の検討	継続	③	充当	
③ 森を育む人材の育成 事業費 0.7億円 ^{【注1】}	(1) 森づくりを担う人材の育成	● 森づくり活動団体の育成：推進 ● 森づくりボランティアへの情報発信、広報・PRの充実	・ 活動団体のスキルアップにつながる研修の実施 ・ ボランティア（登録者）を対象とした活動スキルなどを学ぶ研修の開催や、森づくりに関する情報発信	継続	④(③) ^{【注2】}	充当	
	(2) 森づくり活動団体への支援	● 森づくり活動団体への支援：延べ50団体 ● 公園内のまとまった樹林で活動する公園愛護会への支援：延べ50団体	・ 活動に対する助成、道具の貸出し、専門家の派遣 ※都市公園の樹林で活動する公園愛護会を支援の対象に追加	一部変更 ※	④(③) ^{【注2】}	充当	

【注1】事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

【注2】取組の種別の「()」は、主な取組の種別以外にも関連する取組の種別がある場合に記載しています。

施策3 森と市民をつなげる取組の推進

事業	取組	5か年目標	取組内容	現行計画との比較	取組の種別【注2】	現行計画 みどり税	備考
事業名	取組名	目標値	取組内容を補足説明 ※変更内容	継続 or 新規 or 一部変更	① 樹林地・農地の確実な担保(公有地化) ② 身近な緑化の推進 ③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上 ④ ボランティアなど市民参加の促進につながる事業 ⑤ ①～④以外(既存分など)	充当 or 非充当	
④ 市民が森に関わる きっかけづくり 事業費 3億円【注1】	(1) 森の楽しみづくり	● イベント実施及び広報活動:180回	・ 森に関わるきっかけとなる親子で参加できるイベントや広報の実施 ・ 自然解説、プログラムリーダーの育成	継続	④	充当	
	(2) 森に関する情報発信	● ガイドマップ作成:新規に指定された市民の森等を対象に作成	・ 市民の森・ふれあいの樹林のガイドマップ作成	一部変更 ※ <u>ウェルカムセンターの整備から運営へ</u>	④	充当	
		● ウェルカムセンターの運営:推進	・ ウェルカムセンターにおける展示解説や環境学習の機会の提供等を、企業のCSR活動などと連携しながら実施				

【注1】事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

【注2】取組の種別の「()」は、主な取組の種別以外にも関連する取組の種別がある場合に記載しています。

施策の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる（事業費40億円^{【注1】}）

施策1 農に親しむ取組の推進

事業	取組	5か年目標	取組内容	現行計画との比較	取組の種別 ^{【注2】}	現行計画 みどり税	備考		
事業名	取組名	目標値	取組内容を補足説明 ※変更内容	継続 or 新規 or 一部変更	① 樹林地・農地の確実な担保（公有地化） ② 身近な緑化の推進 ③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上 ④ ボランティアなど市民参加の促進につながる事業 ⑤ ①～④以外（既存分など）	充当 or 非充当			
① 良好な農景観の保全 事業費 11億円 ^{【注1】}	(1) 水田の保全	● 水田保全面積：125ha（H30年度末）	・ 水稲作付を10年間継続することを条件に奨励金を交付	一部変更 ※水源の確保を一般会計から移行	①	充当			
		● 水源の確保：10か所	・ 良好な水田景観保全のための水源の確保					⑤	一般会計
	(2) 特定農業用施設保全契約の締結	● 制度運用	・ 農地と農業用施設を10年間適正に管理することを条件に、農家の住宅敷地等にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減	継続	⑤	非充当			
		(3) 農景観を良好に維持する取組の支援	● 良好に維持されている農地の面積：680ha（H30年度末）	《支援する取組》 ・ まとまりのある農地を良好に保全する団体の取組（公益施設の清掃や、農地縁辺部への草花の植栽など） ※生物多様性に配慮した農業用水路の機能維持を追加	一部変更 ※	⑤	非充当		
	● 水路機能の維持：5地区		・ 農地周辺の環境を良好に保全する取組（農地周辺の不法投棄対策）	③					充当
	● 共同利用設備の整備：25件		・ 農地から発生する土埃を予防・解消する取組（牧草の栽培奨励） 地域の団体で共同利用する管理用設備の整備（剪定枝等のたい肥化設備）	③					充当
	(4) 多様な主体による農地の利用促進	● 農地の長期間（6年以上）の貸し借りの促進	・ 農地の長期間（6年以上）の貸し借りの促進	継続	①	充当	充当		
			・ 遊休農地を市が一時的に借り受けて復元し、利用希望者への貸付を促進						
	② 農とふれあう場づくり 事業費 26億円 ^{【注1】}	(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	● 様々なニーズに合わせた農園の開設：25.8ha	・ 収穫体験農園の開設支援	一部変更 ※市民農園の開設支援を一般会計から移行	④	充当		
				・ 市民農園の開設支援（栽培収穫体験ファーム、環境学習農園、特区農園）					⑤
・ 農園付公園の整備				①					充当
(2) 市民が農を楽しむ支援する取組の推進		● 横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教室などの実施：500回	・ 横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教室などの実施	新規 ※一般会計から移行	⑤	一般会計			
	● 農ある横浜・あぐりツアーの開催：20回		・ 市民に横浜の農を知ってもらうあぐりツアーの開催						
	● 農のある地域づくり協定の新規締結：4件	・ 農家と地域住民の協働により、地域の農環境の保全を図る取組の支援							
	● 体験学習講座の開催：25回	・ 講座の実施による農体験の場の提供と援農の推進				一般会計			

【注1】事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

【注2】取組の種別の「()」は、主な取組の種別以外にも関連する取組の種別がある場合に記載しています。

施策2 地産地消の推進

事業	取組	5か年目標	取組内容	現行計画との比較	取組の種別【注2】	現行計画 みどり税	備考
事業名	取組名	目標値	取組内容を補足説明 ※変更内容	継続 or 新規 or 一部変更	① 樹林地・農地の確実な担保(公有地化) ② 身近な緑化の推進 ③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上 ④ ボランティアなど市民参加の促進につながる事業 ⑤ ①～④以外(既存分など)	充当 or 非充当	
③ 身近に感じる地産地消の推進 事業費 3億円【注1】	(1) 地産地消にふれる機会の拡大	● 直売所等の支援:52件、青空市運営支援:25件	・ 直売所等の整備・運営支援	一部変更 <u>※青空市の運営支援や情報発信、PR活動を一般会計から移行</u>	⑤	非充当／一般会計	
		● 緑化用植物の生産・配布:125,000本	・ 市民が市内産植木や草花に親しめる機会の創出			非充当	
		● 情報発信・PR活動:推進	・ 市民が地産地消の情報を得られる機会の拡大			一般会計	
④ 市民や企業と連携した地産地消の展開 事業費 0.6億円【注1】	(1) 地産地消を広げる人材の育成	● はまふうどコンシェルジュの活動支援:100件	・ はまふうどコンシェルジュの育成 ・ 直売ネットワーク、地産地消サポート店の活動支援	新規 <u>※一般会計から移行</u>	⑤	一般会計	
		● フォーラムの開催:5回	・ 地産地消活動の発表と情報交換の場の設定			一般会計	
	(2) 市民や企業等との連携	● 企業等との連携:50件 ● ビジネス創出支援:25件	・ 地産地消を広げる「農と企業等との連携」のマッチング ・ 市内中小企業等を対象に地産地消に関するビジネス創出の支援	新規 <u>※一般会計から移行</u>	⑤	一般会計	
		● 学校給食での市内産農産物の利用促進:推進	・ 小学生による料理コンクールの開催、「食」と「農」に関わるパンフレットの全校配布等			⑤	一般会計

【注1】事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

【注2】取組の種別の「()」は、主な取組の種別以外にも関連する取組の種別がある場合に記載しています。

施策の柱3 市民が実感できる緑を創出する取組の推進（事業費78億円^{【注1】}）

施策1 市民が実感できる緑を創出する取組の推進

事業	取組	5か年目標	取組内容	現行計画との比較	取組の種別 ^{【注2】}	現行計画 みどり税	備考
事業名	取組名	目標値	取組内容を補足説明 ※変更内容			充当 or 非充当	
① 民有地での緑の創出 事業費 3億円 ^{【注1】}	(1) 民有地における緑化の助成	● 緑化の助成: 65件	・ 基準以上の緑化を行った事業者に対し、緑化費用の一部を助成 ※緑の少ない区での緑化に対し支援を充実、維持管理費用の助成を新設	一部変更 ※	②(③) ^{【注2】}	充当	
	(2) 建築物緑化保全契約の締結	● 制度運用	・ 条例等に定める基準以上の緑化を行い、保全することに対し、建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税を軽減	継続	⑤	— (事業費なし)	
	(3) 名木古木の保存	● 制度運用	・ 地域住民に古くから親しまれている樹木を保存すべき樹木としての指定し、維持管理に必要な費用の一部を助成	継続	③	充当	
	(4) 人生記念樹の配布	● 40,000本配布	・ 人生の節目である出生、小学校入学、結婚などの記念として苗木を無料で配布	継続	②	充当	
② 公共施設・公有地での緑の創出 事業費 45億円 ^{【注1】}	(1) 公共施設・公有地での緑の創出・管理	● 緑の創出: 58か所 ● 緑の維持管理: 推進	・ 公共施設などで、視認性が高く多くの市民が実感できる緑の創出及び維持管理の実施	継続	②(③) ^{【注2】}	非充当	
	(2) 公有地化によるシンポル的な緑の創出	● 緑の創出: 5か所	・ 緑の少ない区などを対象に、多くの市民の目にふれる場所で、土地利用転換の機会などを捉えて用地を確保し、緑豊かな公園の整備を実施	新規	①(②) ^{【注2】}	—	
	(3) いきいきとした街路樹づくり	● 18区で推進	・ 街路樹を良好に育成するため、せん定などの維持管理を推進(通常の維持管理に上乗せして実施) ※都心臨海部や区の代表的な街路樹は、より重点を置いて実施	一部変更 ※	③	充当	

【注1】事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

【注2】取組の種別の「()」は、主な取組の種別以外にも関連する取組の種別がある場合に記載しています。

施策2 緑を楽しむ市民の盛り上げりを醸成する取組の推進

事業	取組	5か年目標	取組内容	現行計画との比較	取組の種別	現行計画 みどり税	備考
事業名	取組名	目標値	取組内容を補足説明 ※変更内容	継続 or 新規 or 一部変更	① 樹林地・農地の確実な担保(公有地化) ② 身近な緑化の推進 ③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上 ④ ボランティアなど市民参加の促進につながる事業 ⑤ ①～④以外(既存分など)	充当 or 非充当	
③ 市民協働による緑のまちづくり 事業費 9億円【注1】	(1) 地域緑のまちづくり	● 46地区	・ 地域が主体となり、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、計画を実現していくための取組を、市民との協働で推進	継続	②(③④)【注2】	充当	
④ 子どもを育む空間での緑の創出 事業費 5億円【注1】	(1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出	● 緑の創出:100か所	・ 子供を育む空間である保育園、幼稚園、小中学校において、園庭・校庭の芝生化などを進め、多様な緑を創出 ※芝生化に加え、ビオトープ整備や植栽、花壇づくりも対象とする ・ 芝生等の維持管理に対する支援 ※芝生に加え、ビオトープや植栽、花壇も対象とする	一部変更 ※	② ②(③)【注2】	充当(民有地) 非充当(公共施設)	
⑤ 緑や花による魅力・賑わいの創出 事業費 16億円【注1】	(1) 都心臨海部の緑花による賑わいづくり	● 都心臨海部で推進	・ 公共施設を中心に緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開し、街の魅力形成、賑わいづくりにつなげる	新規	②(③)【注2】	—	

◆効果的な広報の展開（事業費0.8億円【注1】）

具体的な取組

事業	取組	5か年目標	取組内容	現行計画との比較	取組の種別	現行計画 みどり税	備考
事業名	取組名	目標値	取組内容を補足説明 ※変更内容	継続 or 新規 or 一部変更	① 樹林地・農地の確実な担保(公有地化) ② 身近な緑化の推進 ③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上 ④ ボランティアなど市民参加の促進につながる事業 ⑤ ①～④以外(既存分など)	充当 or 非充当	
—	—	● なし	・ 取組の内容や実績について、様々な媒体・手法を用いて効果的に市民へ広報を行い、理解を深めるとともに、緑に関わる活動に参加するきっかけとなる機会を提供(広報よこはままでの特集や、自治会町内会などを通じたPRや実績報告など)	継続	⑤	非充当	

【注1】事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

【注2】取組の種別の「()」は、主な取組の種別以外にも関連する取組の種別がある場合に記載しています。